

介護保険料とその納め方

第1号保険料（65歳以上）

65歳以上の方の保険料は、介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直しを行っています。平成30～32年度までの保険料は下表のとおりとなり、基準額は第5段階の保険料です。また、第1～3段階の方を対象に国から示される軽減幅を踏まえて保険料を軽減する予定です。

段階	対象者	保険料（年額）	
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	33,810円 (月額2,818円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超～120万円以下の方	基準額 ×0.75	56,340円 (月額4,695円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.75	56,340円 (月額4,695円)
第4段階	世帯の中に市民税課税者があり、かつ、本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	67,610円 (月額5,634円)
第5段階	世帯の中に市民税課税者があり、かつ、本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.0	75,120円 (月額6,260円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	90,140円 (月額7,512円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	97,660円 (月額8,138円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	112,680円 (月額9,390円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方	基準額 ×1.7	127,700円 (月額10,642円)

※月額保険料は、所得段階別の保険料(年額)を12で割って、円未満の端数を四捨五入した金額を表示していますので、実際の保険料の額とは必ずしも一致しない場合があります。

■ 保険料の納付方法は2種類に分かれています。

区分	対象者	納付方法
特別徴収	年金を年間18万円以上受給している方	年金の受給月(年6回)に、保険料があらかじめ差し引かれます。
普通徴収	特別徴収以外の方	口座振替・納入通知書などにより市に納めていただきます。納期は4月から翌3月までの12期です。

※65歳以上になられたばかりの方や転入された方は、年金額が18万円以上であってもしばらくの間は「普通徴収」の方法で納めていただくことになります。

■ 保険料の軽減制度があります。

災害、失業、その他の理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予したり、減免を受けられる場合があります。また、第2段階・第3段階の保険料で所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

第2号保険料（40～64歳）

加入している医療保険ごとに給与や所得に応じて保険料額が決まり、医療保険の保険料に上乗せして徴収されます。詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

- ◆問合せ先 介護保険課介護保険料担当 電話 21-3033
- ◆保険料の納付に関する問合せ先 電話 21-3037

■ 保険料を納めないでいると…

滞納期間	介護サービスを利用したときに
1年以上	一時的に全額負担することになります。後日、申請により保険給付分(9～7割)が支給されます。
1年6か月以上	一時的に全額負担することになります。後日、申請により、保険給付分(9～7割)から 滞納保険料分を差し引いた額 が支給されます。
2年以上	滞納期間に応じて自己負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。